

土木技術者の倫理規定改定素案と改定文案に対する主旨説明

土木技術者の倫理規定(140201 版改定素案)	備考	
	対応する 現行規定 番号	各条文案に対する主旨説明
<p><b>倫理綱領</b></p> <p>土木技術者は、 土木が有する社会および自然との深淵な関わりを認識し、 品位と名誉を重んじ、 技術の進歩ならびに知の深化および総合化に努め、 国民および国家の安寧と繁栄、 人類の福利とその持続的発展に、 知徳をもって貢献する。</p>	1 2 3 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>根本の使命、土木技術者の専門家としてのあるべき姿を記す。</li> <li>土木の特徴、技術者のあり方、技術者の使命という構成である。</li> <li>社会および自然との関わりは底知れないものであり、「深淵」と表現する。行動規範の多くの条文で社会との関係性を記述していることで反映している。自然との関わりが深淵であることは言うまでもない。</li> <li>「知の深化と総合化」の、「総合化」は土木の特徴を表す必須項目である。</li> <li>「安寧」とは無事でやすらかなこと。特に、世の中が穏やかで安定していること。「安全」を含むより広い概念である。</li> <li>「人類の福利・・・」において、全地球的な貢献をすることを表現している。すべての条文が当然のこととして全人類を対象としている。「国際交流」の文言は入れない。</li> <li>箇条書きにするという意見があるが、一文のほうが覚えやすく、また格調も高い。</li> <li>「国民および国家の」については、「市民社会」、「現在および将来の人々の」などの対案がでたが、より広い概念を用いて我が国に対する土木技術者の使命をより明快に表現する原案とする。「国民」という用語を用いるから日本に住む外国人はすべて対象外とするものではない。憲法解釈でも「性質説」といって、性質上外国人を含むものと含まないものがあり得る。公衆のみではなく、技術者自身の安寧と繁栄を含む。</li> </ul>
<p><b>行動規範</b></p> <p>土木技術者は、</p> <p>1 (社会への貢献) 公衆の安寧および社会の発展を常に念頭におき、専門的知識および経験を活用して、総合的見地から公共的諸課題を解決し、社会に貢献する。</p>	4	<p>「公衆」とは、技術倫理においては、「技術業のサービスによって、その結果について自由なまたは良く知らされた上での同意を与える立場になく、影響される人々」である。公衆は人々の一部である。「市民」は市の住民、社会を構成する自立的個人であり、技術者自身も含むより広い概念である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土木技術者の社会貢献を定める。・公衆の安寧と社会の発展のための使命である。研究を含むさまざまな業務を対象とすることから、「事業を行う」という表現を、「公共的諸問題を解決」に変更する。</li> <li>技術者には「専門分野においてのみ事業を行う」という規範があり得るが、土木技術者にあつては「過度の専門性」につながりかねない考え方であり、採用しない。</li> <li>「専門知識および経験」に「技術」を加える意見があるが、「技術」とは物事を取り扱う方法や手段であり、「専門知識および経験」にもとづき「技術」が得られ、体系化されて「工学」となる。「専門知識および経験」と「技術」を並列で扱わない。</li> </ul>
<p>2 (自然および文化・文明の尊重) 人類の生存と発展に不可欠な自然ならびに多様な文明および文化を尊重する。</p>	2 3 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行規定の3つの条文で表現されていたものを統合整理した。</li> <li>尊重すべき文化には、現代文化も含めており、「伝統」の語句は付さないこととした。</li> <li>文化に加えて文明を記したのは、人類の所産に対して技術的側面を表現するため。</li> <li>「地域固有」より広い概念として「多様な」とした。</li> <li>「自然」を「自然および地球環境」とする意見あり。「地球」は「自然」に含まれるので、原案通りとする。</li> <li>「・・・尊重し、その保全に努める」を「・・・尊重する。」とする。「保全」に加えて「活用」を入れるとする意見があった。説明的すぎると判断。</li> </ul>
<p>3 (社会安全と減災) 専門家のみならず公衆としての視点を持ち、技術で実現できる範囲とその限界を社会と共有し、専門を超えた幅広い分野連携のもとに、公衆の生命および財産を守るために尽力する。</p>	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災のような災害を二度と起こさないよう、社会安全研究会の成果を踏まえて、土木技術者のとるべき行動を明確に示す。</li> <li>「その限界」、「守るために尽力」という部分で、「防災」でなく「減災」であることを強調している。見出しを「社会安全と減災」とした。</li> <li>「専門を超えた幅広い分野連携のもとに」により、専門性を保持しつつ他分野との連携を重視する考えを明確に述べる。</li> <li>「専門知識および経験」にもとづき「技術」が得られ、その技術で実現できる限界があると記すことにより我々の有する知見は不十分であるとも言っている。</li> </ul>
<p>4 (職務における責任) 自己の職務の社会的意義と役割を認識し、その責任を果たす。</p>	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>IEA(International Engineering Alliance, 世界技術者連合)における倫理規定の標準から、業務遂行責任は必須項目である。</li> </ul>
<p>5 (誠実義務および利益相反の回避) 公衆、事業の依頼者、自己の属する組織および自身に対して公正、不偏な態度を保ち、誠実に職務を遂行するとともに、利益相反の回避に努める。</p>	4 7 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>IEAにおける倫理規定の標準から、公正誠実業務遂行、利益相反回避は必須項目である。</li> <li>公衆に対する責務と、依頼者に対する責務は時に技術者のジレンマを生む。一つの条文の中に統合した。</li> </ul>
<p>6 (情報公開および社会との対話) 職務遂行にあたって、専門的知見および公益に資する情報を積極的に公開し、社会との対話を尊重する。</p>	6 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会との対話の重要性は増している。</li> <li>情報公開と研究を含む専門的知見の積極的な公開として、統合した。</li> </ul>
<p>7 (成果の公表) 事実に基づく客観性および他者の知的成果を尊重し、信念と良心にしたがって、論文および報告等による新たな知見の公表および政策提言を行い、専門家および公衆との共有に努める。</p>	5 12 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>客観性、知的成果の尊重を明記した。</li> <li>信頼性、独創性、新規性などの重要性を明記する。</li> <li>公表した成果が、社会に貢献するためには、他の専門家や公衆と共有するように努めることが不可欠である。</li> <li>知見の公表のみでなく、政策提言をすることは技術者の使命である。</li> </ul>
<p>8 (自己研鑽および人材育成) 自己の徳目、教養および専門的能力の向上をはかり、技術の進歩に努めるとともに学理および実理の研究に励み、自己の人格、知識および経験を活用して人材を育成する。</p>	3 12 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>2つの条文を「学び」という観点で統合した。</li> <li>研究の目的は技術の発展にある。</li> <li>実理という用語：実際の経験に基づいて得られる理論であり、一般に広くは用いられていないが、学理に対応する語句として用いる。</li> <li>「技術の進歩のために学理および実理の研究に励み、」について、研究のすべてが技術の進歩のためではないこと、倫理綱領における、「技術の進歩ならびに知の深化と総合化に努め」に対応して、「技術の進歩」と「研究」を並列とした。</li> </ul>
<p>9 (規範の遵守) 法律、条例、規則等の拠って立つ理念を十分に理解して職務を行い、清廉を旨とし、率先して社会規範を遵守し、社会や技術等の変化に応じてその改善に努める。</p>	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令等は条文の通りに無批判に遵守するだけではない。</li> <li>賄賂などの行為は、「清廉」という語句により戒めている。</li> <li>守秘義務は IEA における倫理規定の標準項目であるが、著作権などと共に、法律、契約等に含まれているとして具体的な事項には記載しないこととした。</li> <li>契約は自由にするものであって基本理念はないことから、「法律、条例、規則等の」に「契約」は入れないこととした。ただし、契約を順守する倫理は 5 条の誠実義務に含まれているとみなすことができる。</li> <li>「の基本理念」をより明確に「の拠って立つ理念」とした。</li> <li>法令・条例・規則等、社会規範は社会などの変化に応じて改善されるべきである。</li> <li>「それらの修正・改善に努める」について、「法律、条例、規則等」を修正するのは技術者ではなく、技術者は 7 条にあるように「政策提言」するのが役割。「社会規範」の「改善」を生かすこととし、「その(社会規範の)改善に努める」とする。</li> </ul>
<p>旧条文(人種、宗教、性、年齢に拘わらず、あらゆる人々を公平に扱う。)</p>	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間としての当然の規範であるので、廃止する。</li> </ul>
<p>旧条文(本会の定める倫理規定に従って行動し、土木技術者の社会的評価の向上に不断の努力を重ねる。とくに土木学会会員は、率先してこの規定を遵守する。)</p>	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>当然のことであるので、廃止する。</li> </ul>
<p>その他 倫理綱領を会員証に印刷する。英文化し海外へ発信する。副読本の作成を含む倫理プログラムを開発する。</p>		